



# 草津市遠隔手話通訳サービスについて

【令和3年11月～】

聴覚や音声・言語機能に障害のある人の社会生活における意思疎通を支援するため、タブレットやスマートフォン等のビデオ通話機能を利用して遠隔で手話通訳を行います。

## 対象者

市内在住で、聴覚や音声・言語機能に障害のある人

## 対象事由

手話通訳者の派遣が困難な場合

例：新型コロナウイルス感染症などの感染リスクがあり、手話通訳者が同行できない。

※手話通訳者の予定や通信環境等によっては利用できない場合があります。

## 利用時間

平日 9:15～16:15

## 利用アプリ

Zoomのみ

※タブレット端末の貸し出しはありません。

## 利用料

無料



※利用者端末の通信料は自己負担となります。

## その他

- ・専任手話通訳者が対応します。
- ・アプリの機能や安全性、個人情報の取り扱いについては一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

## 利用方法

### 流れ

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
|   |  | iPhone  | Android   |
| ① | <p>＜アプリのダウンロード＞<br/>Zoomを利用したことがない人は、右記QRコードにて、アプリをダウンロードしてください。</p>                 |  |  |
| ② | <p>＜事前予約＞<br/>利用者は、利用日の7日前までに申請書を障害福祉課へ提出してください。<br/>※申請書の連絡事項欄に「遠隔希望」と記載してください。</p> |   |   |
| ③ | <p>＜決定通知＞<br/>障害福祉課より、利用者に決定通知書を送付します。<br/>※Zoomのアカウント等を記載しています。</p>                 |   |   |
| ④ | <p>＜当日＞<br/>利用者が、③で受け取った決定通知書のアカウント等をZoomに入力すると、ビデオ通話が開始されます。</p>                    |   |   |

## 問い合わせ先

草津市 障害福祉課  
〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号  
電話：077-561-2363 FAX：077-561-2480  
e-mail：shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp

※このサービスは、草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱および草津市遠隔手話通訳サービス利用規約に基づき実施します。